

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金について

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、「コロナ」とともにある（with corona）新しい日常（new normal）へ対応していくための整備を進める宿泊施設を応援するため、県内で宿泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策その他取組に必要な費用の一部を補助します。

募集期間

令和2年7月13日（月）～令和2年8月31日（月）当日消印有効

補助対象事業者

- ・岐阜県内で宿泊施設（※）を営む事業者
ただし、次に掲げる対象外施設及び対象外事業者を除く

《対象外施設》

- (1) 国、県及び市町村が所有、管理又は運営する施設
- (2) 店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項）を行う施設（いわゆるラブホテル等）

《対象外事業者》

- (1) 暴力団と密接な関係を有する者
（「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第4条第1項第1号から第8号に該当する者）
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 県税の滞納がある者

（※）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定の「旅館・ホテル営業」及び同第3項に規定の「簡易宿所営業」

補助対象期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月1日（月）

※上記期間内に発注（購入）し、支払いを含めて完了した事業が対象となります。

補助金額及び補助率

- ・補助金額：
1事業者あたり 上限 5,000千円
下限 50千円
- ・補助率：
補助対象経費の3/4以内

※補助金額が5万円に満たない場合は、補助金交付の対象外

補助対象事業

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（策定：（一社）日本旅館協会等）または「コロナ社会を生き抜く行動指針」（策定：岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）に沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で次に掲げるもの

- ①物品、備品等の購入（消耗品を除く）
- ②宿泊施設の工事
- ③その他知事が必要と認める感染防止対策



岐阜県